

2 農畜機第 9 7 3 号  
令和 2 年 5 月 1 5 日

各 都道府県知事 殿

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 佐藤 一雄  
(公 印 省 略)

畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱第 3 の 3  
の ( 5 ) のイに基づく別に定める災害等及び対象  
期間について

今般の新型コロナウイルス感染症発生による畜産経営への影響を  
勘案し、畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱（平成 2 1 年  
6 月 3 日付け 2 1 農畜機第 1 1 1 5 号）第 3 の 3 の ( 5 ) のイに  
基づく理事長が別に定める災害等及び対象期間について、下  
記のとおり定め、本日から適用することとしたので、通知し  
ます。

本事業の実施に当たり、貴都道府県における事業実施主  
体等に対して周知いただくとともに、指導方よろしくお願  
いします。

記

償還期限若しくは据置期間の延長又は中間据置の設定及び約定  
償還額の減額に係る特例措置について、対象となる災害等を新型  
コロナウイルス感染症の発生とし、対象期間を令和 2 年度とする。